

議員提出第6号

埼玉県議会による原発再稼働を求める意見書の撤回を求める決議
吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり
提出する。

平成30年3月20日

提出者 吉川市議会議員 濱田 美弥

賛成者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

〃 岩田 京子

〃 稲垣 茂行

吉川市議会議長 中嶋 通治 様

提案理由 口頭

埼玉県議会による原発再稼働を求める意見書の撤回を求める決議

昨年 12 月 22 日、埼玉県議会が「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」を賛成多数で可決して国会および政府に送付したことは、埼玉県民と多くの国民、そして福島第 1 原発事故の被害者たちに大きな衝撃を与えました。原発立地自治体でもなく、電力消費地として原発の“恩恵”だけを受けてきた埼玉県の議会が、福島第 1 原発事故の被災地および被害者や、原発立地自治体とその周辺住民の意志に関わりなく、再稼働を求めることは認められません。

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災による東京電力福島第 1 原発事故は広範囲に放射性物質を拡散し、環境汚染の被害はいまだに収束していません。汚染水は漏出し続け、原子炉と溶融した核燃料の状態も把握できずに、廃炉の見通しすら立っていない中で、多くの被災者たちがふるさとへ帰れずに避難生活を余儀なくされています。このように原発事故が継続し続けているにもかかわらず、原発再稼働を進めるとすれば、それは新たな原発事故の危険を招くことにならざるをえません。

福島第 1 原発事故によって、日本の「原発安全神話」は崩壊しました。同意見書の言うように 仮に「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所」であっても、「これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではありません」と原子力規制委員会が自ら書いているように、原発の安全を保障するものではありません。

同意見書は、第 1 に「将来の世代に負担を先送りしないよう高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組を強化すること」を求めています。日本では最終処分場建設の見通しはまったく立っていません。使用済み核燃料も各原発敷地内等にたまり続けていて、当面はこれ以上の高レベル放射性廃棄物を出さない取り組みこそが必要です。

第 2 に「立地自治体、防災関係機関等との連携を強化し、避難のための道路、港湾等のインフラの整備や避難行動要支援者等に十分配慮した避難計画の策定などを継続的に支援すること」とありますが、避難計画は新規制基準の審査対象になっていません。少なくとも原発事故の影響が及ぶであろう周辺数十キロの地域住民の避難計画が確立されない限り、再稼働は認められません。

第 3 に「電源立地地域対策の趣旨に基づき、新たな産業・雇用創出を含む立地自治体の実態に即した地域支援を進めること」と述べていますが、これは過去の電源 3 法交付金のように、立地自治体に金を投下して利益誘導で危険な原発を受け入れさせようというやり方を踏襲するものと言わざるを得ません。原発事故による被害と影響はきわめて広範囲に及ぶのであって、電力会社と政府

が再稼働を主導するのではなく、原発立地自治体をはじめ、原発事故の影響が及ぶであろう地域の広範な住民の意思こそが尊重されるべきです。よって埼玉県議会に対して、下記について求めます。

記

平成 29 年 12 月 22 日に採択した「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」を撤回すること。

平成 30 年 3 月 20 日

吉川市議会